

第36回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年8月28日（木曜日）午前11時

開催場所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
Shinwa Wise Holdings株式会社
1 階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年8月27日（水曜日）午後6時（到着分）まで

Shinwa Wise Holdings株式会社

証券コード：2437

証券コード：2437
2025年8月12日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
Shinwa Wise Holdings株式会社
代表取締役社長 高 橋 健 治

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を交付しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shinwa-wise.com/news/>

メニューよりその他タブを選択いただき、ご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名（会社名）」に「Shinwa Wise Holdings」又は「コード」に当社証券コード「2437」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年8月27日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月28日（木曜日）午前11時
 2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
 Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール
 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第36期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を交付しております。
 - ① 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類「連結注記表」
 - ③ 計算書類「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2024年6月1日から)
(2025年5月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善を見せる中、企業の業務効率向上を目的とした設備投資は堅調に推移しており、前年度比実質GDP成長率はプラス成長を維持する見通しであります。また、2025年春闘においては前年並みの賃上げ率が報告されており、個人消費の伸びは今後も維持するものとみられております。これらの要因により、緩やかな景気回復により経済成長が継続する可能性が高いと見込まれております。

一方、米国は大統領権限による様々な景気刺激策により、景気を下支えしておりますが、インフレの加速が予測されております。また、欧州連合（EU）においては、政策金利の引き下げを継続しており、投資動向に影響を与え、域内の内需回復が進む見通しとなっております。しかしながら、米国のトランプ政権による高関税政策の動向によるスタグフレーション発生の可能性、中国経済においても成長刺激策による成長維持を見込むものの、悪化傾向にある雇用状況が消費性向を抑制する要因となっております。これらの外的要因は、日本経済にも下押し圧力を及ぼす可能性があり、引続き慎重な動向の見極めが必要となっております。

そのような状況の中、2025年4月までは食料品など9,000品目以上の値上げがされており、今後も物価上昇は継続傾向にあるなか、資産防衛策としての実物資産への需要は一定レベルで存在し、不動産価格指数や金価格は上昇基調を維持しているようです。しかしながら、アートオークション市場においては価格の上昇をにらみ良品の出し渋り傾向が見られるため、オークションへの出品誘致を強化する対策を講じておりますが、以前に比べ低調であると言わざるを得ません。このような厳しい状況の中、委託販売品の取扱や前期よりずれ込んだプライベートセールなどもあり、アート関連事業において、取扱高は5,864,620千円（前年同期間比8.1%減）、売上高は2,037,021千円（前年同期間比1.3%増）と増収となりました。中でも、プライベートセールの売上高は、前年同期分と比し、75.8%増の1,153,243千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

①アート関連事業

アート関連事業は、取扱高5,864,620千円（前年比8.1%減）、売上高2,037,021千円（前年比1.3%増）、セグメント利益194,306千円（前年は39,259千円のセグメント損失）となりました。

種別の業績は次のとおりです。

部 門		取 扱 高	前年比 増減	構成 比率	売 上 高	前年比 増減	構成 比率
		千円	%	%	千円	%	%
オークション事業	近代美術	1,153,070	△18.0	19.7	233,237	△18.1	11.5
	近代陶芸	252,830	△5.3	4.3	44,534	△9.5	2.2
	近代美術PartⅡ (注)1	133,435	24.3	2.3	30,582	43.1	1.5
	コンテンポラリーアート	119,675	△52.7	2.0	24,741	△50.0	1.2
	ワイン・リカー	454,225	△28.0	7.8	96,524	△32.7	4.7
	ジュエリー&ウォッチ	393,700	△47.4	6.7	81,103	△40.6	4.0
	その他 (注)2	70,140	△23.9	1.2	14,911	△19.1	0.7
	アイアート	1,614,398	△8.9	27.5	344,747	△13.0	16.9
	小 計	4,191,473	△20.6	71.5	870,383	△20.8	42.7
プライベートセール・その他事業	プライベートセール	1,649,000	69.3	28.1	1,153,243	75.8	56.6
	その他	24,146	△81.2	0.4	13,394	△94.7	0.7
	小 計	1,673,147	51.7	28.5	1,166,638	28.1	57.3
合 計		5,864,620	△8.1	100.0	2,037,021	1.3	100.0

(注) 1. 取扱高の前年比増減率と売上高の前年比増減率の乖離の大きな要因のひとつに、商品売上高の増減があります。商品売上高は、オークション落札価額に対する手数料収入、カタログ収入、年会費等と同様に売上高を構成する要素であり、在庫商品を販売した場合、その販売価格（オークションでの落札の場合には落札価額）を商品売上高として、売上高に計上することとしております。

2. その他オークションは、出品の状況により随時開催しております。

i)オークション事業

当連結会計年度は、オークションの開催回数は35回（前年度開催回数38回）でした。主な内訳は、近代美術オークション、近代美術PartⅡオークション及びコンテンポラリーアートオークションを各6回、アイアートオークションを5回、近代陶芸オークションを4回、ワイン・リカーオークションを3回、西洋美術オークション、ジュエリー&ウォッチオークションを各2回、MANGAオークションを1回で、取扱高は昨年と比し20.6%減となりました。

近代美術オークションは、出品点数20.2%増、落札点数13.3%増でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で107.7%、取扱高は、1,153,070千円となり、昨年と比し18.0%減少しました。

近代陶芸オークションは、出品点数5.5%減、落札点数2.3%減となり、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で115.1%という水準で推移いたしました。取扱高は、252,830千円となり、昨年と比し5.3%減少しています。

近代美術PartⅡオークションは、出品点数18.8%増、落札点数16.3%増で、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で220.2%と高水準で推移しました。取扱高は、133,435千円となり、昨年と比し24.3%増加しました。

コンテンポラリーアートオークションは、出品点数0.8%増、落札点数9.6%減でしたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で29.4%で推移いたしました。取扱高は、119,675千円となり、昨年と比し52.7%減少しました。

ワイン・リカーオークションは、出品点数8.0%減、落札点数14.8%減となり、取扱高は454,225千円となり、前年比28.0%減となりました。

ジュエリー&ウォッチオークションは、出品点数17.5%減、落札点数31.0%減となり、取扱高は393,700千円と前年比47.4%減となりました。

アイアートオークションは、5回開催し、出品点数1,648点、落札点数1,297点となり、取扱高は1,614,398千円と前年比8.9%減となりました。

ii) プライベートセール・その他事業

プライベートセール・その他事業では、美術品のプライベートセールでは大型案件が前期から期ずれとなったため、美術作品のプライベートセール事業は、売上高1,153,243千円（前年同期比75.8%増）となりました。資産防衛ダイヤモンド販売事業は、売上高350,964千円（前年同期比33.1%減）となりました。

結果として、プライベートセール・その他事業は、前年同期比で取扱高51.7%増、売上高28.1%増となりました。

②その他事業

子会社保有の太陽光発電施設による売電事業は継続しており、当連結会計年度のその他事業のセグメント売上高は30,567千円（前年同期比17.5%増）、15,326千円のセグメント損失（前年は30,149千円のセグメント損失）となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高2,067,589千円（前年同期比1.6%増、対前年同期増加額31,589千円）、営業利益12,323千円（前年は242,524千円の営業損失）、経常損失17,749千円（前年は222,107千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失142,340千円（前年は1,010,510千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、16,692千円であります。その主なものは、ソフトウェアの取得であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、公開のオークションという商形態にて美術品や高級品の換金やコレクションを円滑に実現し、美術品を中心とした高額品の価値付けに寄与することを自らのミッションとして事業を展開しています。グローバルにおける金利高止まりの継続によって、安全資産および代替資産への分散投資需要が促進され、アートや宝飾品、時計、リカーといった高額商品への投資的なニーズや経済的関心が顕在化しています。このような環境のなかで、当社が展開する公開オークションは、単なる流通手段にとどまらず、現代におけるアートや高額資産の経済的価値付けの一翼を担う機能としての社会的意義を持つため、その役割の重要性を認識し、自らのミッションの実現に向けた取り組みを更に強化・加速してまいります。

主な取り組みとしては、日本の高齢化に伴い、相続等による様々な高額品の取り扱い獲得を図ります。さらに、国内の市場だけでなく、アジアを中心とした世界からの需要を取り込むため、国際マーケティング人材の採用強化と同時に、国内外からインターネットでオークションにライブで参加できるライブビiddingシステムの利便性向上と利用拡大を推進し、これまでのオークション形態に拘らず、より多くの方にオークションを体験していただき、新たな顧客層の開拓を図ります。また、インフレ下での安全資産ニーズに支えられている資産防衛ダイヤモンド販売事業は、今後も安定した売上基盤として位置付け、推進してまいります。

引き続き、高額品の取扱い比率を高めるとともに、日本における美術の再評価・再流通について、基盤の確立に努めてまいります。また、コンテンポラリーアート分野での作家開拓や海外市場との連携強化を通じて、新たな価値創造に取り組みます。富裕層を中心とした資産分散・実物資産志向は引き続き堅調に推移しており、これが高額品市場における一部の安定需要を下支えているため、富裕層向けサービスを拡充し、投資的観点からのアート需要の獲得に注力します。

また、ノンコア事業にかかる資産の整理・選択による経営資源の集中を実行するとともに、外部環境の影響を受けやすいオークション事業などの既存ビジネスだけでなく、新しい流通・販売チャネルを交えた多層的な市場横断型の事業展開を目指すことにより、新たな需要創出や収益構造の安定化・強靱化を目指します。

以上の方針のもと、アートや高級品が持つ文化的・経済的価値の再発見を促進しつつ、変化の大きい市場環境の中でも、新たな顧客基盤と収益力の拡充を図り、事業の持続性と企業価値の最大化に向けた取り組みを継続してまいります。

(5) 第三者委員会による調査結果を踏まえた当社の課題と対応

当社の連結子会社であるShinwa Prive株式会社において、2019年5月期から2024年5月期までのプライベートセールに関する不適切な会計処理により、実態と相違がある売上計上が行われている疑いがあることが判明し、当社は外部専門家で構成される第三者委員会を設置し、2024年9月6日、第三者委員会から調査報告書を受領し、子会社であるShinwa Prive 株式会社が行った絵画等のアート作品のプライベートセールの中に、実質的には金融取引等と処理すべきもの及び売買契約締結時に売上計上されていたが引渡時に売上計上されるべきであったものが含まれていたとの評価を受けました。

当社では、第三者委員会の調査報告書における報告内容の検討、及びこれを受けた自主調査の結果、売買取引と金融取引の分類及び売上計上時期に関し、必ずしも適切とはいえない会計処理が行われていたことを確認し、過年度の決算を訂正することとし、2019年5月期から2023年5月期の各有価証券報告書、2020年5月期第1四半期から2024年5月期第3四半期までの各四半期報告書について、訂正報告書を提出いたしました。

上記の発生原因として、上場企業の会計処理及び内部統制に詳しい公認会計士等が役員にいないことを含むアート作品のプライベートセールの業務執行（契約書締結フロー等を含む）に対する監視・監督の不備等のガバナンス上の問題、管理担当者と執行担当者の兼務、内部監査室のリソース不足等、上記の会計処理を止めることのできなかった組織上・内部統制上の問題の指摘を受けております。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、内部統制を十分機能させるべく、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じて、適正な内部統制の整備及び運用を図っております。

- ・グループ全体におけるコンプライアンス意識の抜本的改革
- ・内部監査部門の組織体制の再整備
- ・公益通報関連者規程の改定及び周知徹底
- ・内部統制を実効あらしめるための業務フローの改善及び職務権限関連規程の改定
- ・適切な経理処理を遂行するためのグループ経理関連規程の改定
- ・グループ会社を含む役職員への実効性のある研修・教育の実施

次に、当社グループは、前述の課題を是正するために、以下の措置を実施しており、今後も、再発防止策の実行を推進してまいります。

ア コンプライアンス及びリスク管理体制の再構築

- ①当社の内部統制及びガバナンス体制に対する当社のステークホルダーからの信頼を

回復することを目的として、2024年9月18日付でガバナンス委員会を設置いたしました。

ガバナンス委員会設置の目的として、(1)内部統制システムの整備、(2)会計の知識の強化、(3)リスクコンプライアンス委員会が担当する事項に対する助言・勧告、(4)上記目的のために必要なグループ再編の検討、(5)取締役会の運営に関する整備、(6)取締役及び監査役に対する評価及び取締役・監査役候補者の指名、(7)その他上記目的のために必要と認める事項を掲げており、ガバナンス体制強化のため、同委員会の提案を踏まえた各種施策を実行しております。

- ②第三者委員会からの調査結果および再発防止のための提言を踏まえて、再発防止に向けた具体策の立案に加え、コンプライアンス体制の強化に関する各種施策について速やかに検討を行う目的として、2024年9月18日付でリスクコンプライアンス委員会を設置いたしました。

リスクコンプライアンス委員会設置の目的として、(1)グループ全体に関わるリスクコンプライアンス体制の基本方針ならびに推進体制（組織・体制・人事）に関する事項、(2)グループ全体に関わるリスクコンプライアンス体制に関する規程・規則、マニュアル等に関する事項（各規程・規則、マニュアル等の相互の整合性の検討・整理を含む）、(3)グループ全体のコンプライアンス推進およびリスク管理推進に関する教育・啓蒙計画に関する事項、(4)グループ各社のコンプライアンス遵守状況およびリスク管理状況の確認・判定、指導・支援策に関する事項、(5)法令・リスク管理規程違反あるいは会社に対する不正行為等に関する問題の確認・調査、改善・予防策に関する事項、(6)報告・相談、内部通報制度の整備策に関する事項、(7)重大な法令・リスク管理違反、危機発生時（不祥事を含む）の対応策・再発防止策に関する事項を掲げており、同委員会では現在、内部監査部門の充実、内部通報制度の改訂、その他規程類の整備を行いました。

- ③上場企業の会計処理及び内部統制に詳しい公認会計士を役員に選任することの検討をし、仮監査役として就任いただきました。仮監査役の任期は本総会終結時点であり、当社は本総会第3号議案にて監査役の選任議案を上程しております。
- ④コンプライアンスに対する意識を高く保つために、役員及び従業員向けに専門家によるコンプライアンス研修を、まず第1回として昨年12月に開催し、本年7月に第2回を開催する準備を進めております。

イ 公益通報者規程の改定

- (i) 外部通報窓口を新たに追加し、通報窓口を、総務人事部と常勤監査役に加え、外部弁護士の3つとしました。

(ii)各子会社担当者に事前に相談・通報することについても許容する旨、規程に盛り込みました。

ウ 業務フローの改善及び規程の改定

(i)職務権限関連規程、内部通報関連規程、内部監査関連規程、文書管理関連規程、取締役会関連規程、監査役会関連規程を一部改定し、社内へ周知しております。

(ii)上記の前提となる業務フローの改善等の見直しを進めています。また、適宜、社内規程類の定期的な見直しを実施し、規程・マニュアルの記載内容と業務実態との間で齟齬がないか定期的に確認し、齟齬があれば規程又は運用の見直しを行っております。

エ 内部監査体制の再構築

内部監査部門を強化すべく、専任の内部監査室長および内部監査部員を選任いたしました。

当社は 適正な内部統制の整備及び運用のさらなる強化に取り組み、内部管理体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考え、着実に施策を講じてまいります。

今回、株主の皆様には多大なるご心配とご迷惑をお掛け致しましたことを、深くお詫び申し上げます。

2. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 2022年5月期	第 34 期 2023年5月期	第 35 期 2024年5月期	第 36 期 (当連結会計年度) 2025年5月期
売 上 高	千円 2,968,079	千円 3,486,565	千円 2,035,999	千円 2,067,589
経常利益又は経常損失 (△)	千円 469,914	千円 514,502	千円 △222,107	千円 △17,749
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	千円 193,967	千円 305,032	千円 △1,010,510	千円 △142,340
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	21円66銭	30円60銭	△98円84銭	△13円24銭
総 資 産	千円 4,371,203	千円 4,969,798	千円 4,238,780	千円 3,313,026
純 資 産	千円 2,768,024	千円 3,230,845	千円 2,405,153	千円 2,347,834
1株当たり純資産	284円76銭	319円49銭	223円30銭	212円72銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第33期及び第34期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 2022年5月期	第 34 期 2023年5月期	第 35 期 2024年5月期	第 36 期 (当事業年度) 2025年5月期
売 上 高	千円 477,147	千円 717,722	千円 625,553	千円 425,115
経常利益又は経常損失 (△)	千円 70,917	千円 23,575	千円 93,558	千円 △21,076
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	千円 △68,542	千円 28,655	千円 △795,142	千円 △127,624
1 株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△7円65銭	2円87銭	△77円77銭	△11円87銭
総 資 産	千円 2,871,009	千円 3,109,894	千円 2,476,746	千円 2,316,607
純 資 産	千円 2,655,650	千円 2,833,442	千円 2,219,413	千円 2,197,260
1 株 当 たり 純 資 産	273円11銭	280円01銭	206円00銭	199円06銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第33期及び第34期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shinwa Auction株式会社	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
Shinwa Prive株式会社	10,000千円	100.0%	美術品取引（画廊業）
Shinwa ARTEX株式会社	90,000千円	100.0%	資産防衛ダイヤモンド、アート投資サロン運営、文化支援事業、NFTアート販売、その他新規事業開発
シンワメディコ株式会社 (注) 1	20,000千円	70.0%	医療機関向け支援事業
アイアート株式会社 (注) 3	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
Shinwa Digital Arts株式会社 (注) 4	10,000千円	100.0%	デジタルアート、NFT アートのマネジメント

(注) 1. 当社の孫会社であります。

2. 連結子会社Shinwa ARTEX株式会社が保有する連結子会社SHINWA APEC MALAYSIA SDN.BHD. (以下「SAM」という)の全株式を譲渡したため、当連結会計年度よりSAMを連結の範囲から除外しております。

3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アイアート株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区新橋五丁目14番10号 新橋スクエアビル3F
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	674,325千円
当社の総資産額	2,316,607千円

4. 2024年10月30日付でEdoverse株式会社より商号変更いたしました。

4. 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

当社グループは、主にアート関連事業及びその他事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① アート関連事業

アート関連事業は、大きくオークション事業とプライベートセール・その他事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術PartⅡオークションを定期的に開催しております。その他、コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン・リカー、MANGA、ブランド雑貨、時計、宝飾品等のオークションを随時開催しております。

プライベートセール・その他事業は、プライベートセール（資産防衛ダイヤモンド販売やオークション以外での相対取引である絵画の売買）を中心に行っております。

部 門		主 要 な 内 容
オークション事業	近代美術オークション	・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション ・落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね20万円以上の作品
	近代陶芸オークション	・近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション（一部古美術を含む）
	近代美術PartⅡオークション	・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション ・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品
	その他オークション	・コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン・リカー、マンガ、ブランド雑貨、時計、宝飾品等の上記以外のオークション
プライベートセール・その他事業	プライベートセール	・資産防衛ダイヤモンドの販売 ・美術品等の相対取引に関する絵画・NFTアートの販売
	その他	・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交換会にて販売を委託された取引 ・その他

② その他事業

自社所有の50kW級低圧型太陽光発電施設、高圧型太陽光発電施設の売電事業を行っております。

5. 主要な事業所等（2025年5月31日現在）

(1) 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

(2) 子会社

Shinwa Auction株式会社	東京都千代田区
Shinwa Prive株式会社	東京都千代田区
Shinwa ARTEX株式会社	東京都千代田区
アイアート株式会社	東京都港区
Shinwa Digital Arts株式会社（注）	東京都千代田区

（注）2024年10月30日付でEdoverse株式会社より商号変更いたしました。Shinwa Market 株式会社については清算が終了したため、子会社に該当しなくなりました。

(3) 孫会社

シンワメディコ株式会社	東京都中央区
-------------	--------

（注）シンワクリエイイト株式会社については清算が終了したため、SHINWA APEC MALAYSIA SDN.BHD. については保有する全株式を売却したため、孫会社に該当しなくなりました。

6. 使用人の状況（2025年5月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

国内外の別	事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内 (注)1・2	ア ー ト 関 連 事 業	32(19)名	-1 (-1)
	全 社 (共 通)	8(-)	1 (-)
	そ の 他 事 業	- (1)	- (-)
	小 計	40(20)	- (-1)
国外	そ の 他 事 業	0(-)	-7 (-)
	小 計	0(-)	-7 (-)
合 計		40(20)	-7 (-1)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、出向者及びアルバイトは（ ）内に外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 国外のその他事業の人員数が0になっているのは、2025年5月期末時点においてPKS事業から撤退しているためであります。

(2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
8名	0	47.7歳	8.3年

7. 主要な借入先（2025年5月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みなと銀行	112,077千円
株式会社武蔵野銀行	47,396千円
株式会社日本政策金融公庫	21,600千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2025年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,017,818株
- (3) 株主数 6,033名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
Catalyst Art Investments株式会社	1,206,200株	10.94%
秋元之浩	1,125,207	10.21
リーテイルブランディング株式会社	1,108,580	10.06
倉田陽一郎	482,500	4.37
Catalyst Art Investment株式会社	413,712	3.75
坂東幸重	349,300	3.17
采譽投資有限公司 (常任代理人 三田証券株式会社)	330,000	2.99
松井証券株式会社	281,000	2.55
三菱UFJ eスマート証券株式会社	225,900	2.05
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	166,199	1.50

(注)1.自己株式は保有しておりません。

2.新株予約権の行使により、発行済株式の総数は281,700株増加しております。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

2021年10月12日開催の取締役会決議に基づき有償発行した第18回新株予約権の概要

新株予約権の数	16,404個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式1,640,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり37,500円 (1株当たり375円)
割当日	2021年10月27日
新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 6名 (15,440個) 当社監査役 3名 (964個)
新株予約権の行使期間	2021年10月27日から2026年10月26日まで
新株予約権の主な行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも540円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。上記にかかわらず、行使期間中に連続する1ヶ月間(21営業日)の平均終値が一度でも本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である2021年10月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金375円に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならない。

(注) 2025年5月31日現在の第18回新株予約権残個数(株数)は、2,500個(250,000株)であります。

2024年5月2日開催の取締役会に基づき有償発行した第19回新株予約権の概要

新株予約権の数	11,065個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式1,106,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり45,200円 (1株当たり452円)
割当日	2024年5月17日
新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 7名 (10,480個) 当社監査役 3名 (90個) 当社子会社役員 6名 (430個) 当社グループ従業員4名 (65個)
新株予約権の行使期間	2024年5月17日から2029年5月16日まで
新株予約権の主な行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも1,800円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。上記にかかわらず、行使期間中に一度でも金129円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならない。

(注) 2025年5月31日現在の第19回新株予約権残個数(株数)は、11,035個(1,103,500株)であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2025年5月31日現在）

地	位	氏	名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長		高 橋 健 治		Shinwa Auction株式会社代表取締役会長 Shinwa Prive株式会社代表取締役社長 アイアート株式会社取締役 Shinwa Digital Arts株式会社代表取締役社長
取 締 役		秋 元 之 浩		リーテイルブランディング株式会社代表取締役社長 アイアート株式会社代表取締役 Shinwa ARTEX株式会社取締役 Shinwa Digital Arts株式会社取締役 アールビー・アート・アセット株式会社代表取締役社長
取 締 役		岡 崎 奈 美 子		株式会社アウル代表取締役 Shinwa Auction株式会社取締役副社長 Shinwa ARTEX株式会社代表取締役社長 シンワメディコ株式会社代表取締役社長 Shinwa Digital Arts株式会社取締役
取 締 役		張 志 軍		采譽投資有限公司董事 喜昌投資有限公司董事長 Shinwa Prive株式会社取締役
取 締 役		長 田 忠 千 代		公益財団法人日本舞台芸術振興会理事 一般社団法人メタバース推進協議会監事 一般社団法人生成AI活用普及協会理事 一般社団法人デジタルサロン協会監事 株式会社AndDoホールディングス取締役
取 締 役		山 本 晋 平		弁護士 古賀総合法律事務所パートナー アジア国際法学会日本協会 常務理事

地	位	氏	名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役		高 橋 隆 敏		税理士 Vistra Japan税理士法人代表社員 株式会社プラコー監査役
監 査 役		木 内 孝 胤		株式会社TKコーポレーション代表取締役
仮 監 査 役		寛 悦 生		公認会計士・税理士 RSM清和監査法人 シニアパートナー

- (注) 1. 高橋健治氏は当社の取締役ですが、2024年11月15日に倉田陽一郎氏が辞任により代表取締役を退任したため、同日の取締役会にて代表取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役張志軍氏、長田忠千代氏、山本晋平氏は、社外取締役であります。当社は、取締役長田忠千代氏及び山本晋平氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。尚、張志軍氏及び山本晋平氏は本総会で任期満了となり、退任いたします。
3. 取締役長田忠千代氏は一般社団法人メタバース推進協議会の監事で、当社も同協議会の会員企業であります。
4. 監査役高橋隆敏氏、監査役木内孝胤氏及び仮監査役寛悦生氏は、社外監査役であります。
5. 監査役高橋隆敏氏は、税理士の資格を有しており、また、過去に会計事務所に勤務された経験があり、財務及

び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 監査役木内孝胤氏は、金融のプロフェッショナルとしての視点を持ち、更にガバナンス、コンプライアンスについても幅広い知識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役大谷恭子氏の逝去により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなったため、東京地方裁判所に仮監査役（一時監査役職務代行者）の選任の申し立てを行い、2025年1月16日付で寛悦生氏が仮監査役（社外監査役）に選任され、就任いたしました。
8. 仮監査役寛悦生氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役大谷恭子氏は2024年10月11日に逝去されたことから監査役を退任いたしました。
10. 当社は、監査役高橋隆敏氏、監査役大谷恭子氏及び監査役木内孝胤氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会にて監査役候補である寛悦生氏の選任をご承認いただいた場合は独立役員として届出する予定です。
11. 取締役倉田陽一郎氏は2024年11月15日付で代表取締役を、同年11月26日付で取締役を辞任により退任いたしました。
12. 取締役岡崎奈美子氏は、2025年5月31日付で辞任により退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役。

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年7月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりましたが、本総会後の新体制においては報酬委員会を設置し、報酬、賞与算定方式の策定及び金額を決定する方針であります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成し、取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等を総合的に勘案して決定するものとしております。

(注) 業績連動報酬等の内容は、取締役に対する賞与であります。業績連動報酬等の額は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として業績等に鑑みて、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等については、1989年6月14日開催の第1回定時株主総会において取締役年間報酬総額の上限を150,000千円と決議をいただいております。なお、第1回定時株主総会決議時において、取締役の員数は5名でありました。また、監査役の報酬等については、2014年8月28日開催の第25回定時株主総会で監査役年間報酬総額の上限を50,000千円と決議をいただいております。なお、第25回定時株主総会決議時において、監査役の員数は3名でありました。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき当代表取締役社長であった倉田陽一郎氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

本総会後の新体制においては報酬委員会を設置し、報酬、賞与算定方式の策定及び金額を決定する方針であります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取 締 役	7名	84,887	84,887	—	—
(うち社外取締役)	(3名)	(12,257)	(12,257)	—	—
監 査 役	4名	16,612	16,612	—	—
(うち社外監査役)	(4名)	(16,612)	(16,612)	—	—
合 計	11名	101,499	101,499	—	—

(注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。上記の役員数と相違しておりますのは、2024年10月11日に逝去により退任した監査役1名ならびに、2024年11月26日付けで辞任により退任した取締役1名、2025年5月31日付けで辞任により退任した取締役1名を含んでいるためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役張志軍氏は、采譽投資有限公司の董事及び喜昌投資有限公司の董事長であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役長田忠千代氏は、一般社団法人メタバース推進協議会監事であります。当社は同協議会に入会しておりますが、特別な関係はありません。その他の兼職先との間にも特別な関係はありません。
- ・取締役山本晋平氏は、古賀総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役高橋隆敏氏は、Vistra Japan税理士法人の代表社員であります。同事務所と当社の一部のグループ会社との間で役務提供等の取引関係がありますが、当社グループ全体で同事務所へ支払った報酬は、当社の連結売上高の0.1%未満、同事務所が受領した売上高の1%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、当社の監査業務に影響を及ぼすものではないと判断しております。またその他の兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役大谷恭子氏はアリエ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。(なお、大谷監査役は2024年10月11日に逝去されました。)
- ・監査役木内孝胤氏は、株式会社TKコーポレーションの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役大谷恭子氏の逝去により、法令に定める監査役会の定員を欠くこととなり東京地方裁判所に仮監査役（一時監査役職務代行者）の選任申立てを行い、2025年1月16日付にて覚悦生氏が仮監査役に選任され就任いたしました。
仮監査役覚悦生氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、RSM清和監査法人シニアパートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	張 志 軍	39回中33回	84.6%	—	—
取締役	長 田 忠 千 代	39回中39回	100%	—	—
取締役	山 本 晋 平	39回中39回	100%	—	—
監査役	高 橋 隆 敏	39回中37回	94.9%	13回中13回	100%
監査役	大 谷 恭 子	12回中5回	41.7%	4回中1回	25.0%
監査役	木 内 孝 胤	39回中37回	94.9%	13回中13回	100%
監査役	寛 悦 生	15回中14回	93.3%	5回中5回	100%

- (注) 1. 当該事業年度においては、取締役会を39回、監査役会を13回開催しております。
2. 大谷恭子氏が2024年10月11日に逝去により退任するまでの間、取締役会を12回、監査役会を4回開催しております。
3. 寛悦生氏は2025年1月16日仮監査役に就任した以降、取締役会は15回、監査役会は5回開催しております。
4. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(6) 取締役会及び監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役張志軍氏は、中国ビジネスに関する豊富な見識を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

取締役長田忠千代氏は、日本有数の企業の役員としての深い知見を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

取締役山本晋平氏は、弁護士としての専門性を活かし、当社の経営全般に対してガバナンス・コンプライアンス強化の視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、適宜必要な発言を行っております。

監査役高橋隆敏氏は、税理士としての専門性と会計事務所勤務の経験を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役大谷恭子氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。(なお、大谷監査役は2024年10月11日に逝去されました。)

監査役木内孝胤氏は、金融のプロフェッショナルとしての視点及びガバナンス、コンプライアンスについても幅広い知識を有しており、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

仮監査役寛悦生氏は、公認会計士および税理士であり、企業会計に精通する専門家の見地を有しており、適宜必要な発言を行っております。また、監査役会においても同様にご発言いただいております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 40,000千円
- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 40,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、報酬等の額には当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬9,000千円を含んでおります。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,643,516	流 動 負 債	712,879
現 金 及 び 預 金	1,221,441	買 掛 金	5,692
売 掛 金	4,374	オ ー ク シ ョ ン 未 払 金	306,851
オ ー ク シ ョ ン 未 収 入 金	267,815	短 期 借 入 金	90,000
商 品	1,016,850	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	35,882
前 渡 金	3,000	未 払 金	138,069
そ の 他	132,265	未 払 法 人 税 等	19,700
貸 倒 引 当 金	△2,231	前 受 金	43,356
固 定 資 産	669,510	賞 与 引 当 金	23,664
(有 形 固 定 資 産)	233,341	そ の 他	49,662
建 物 及 び 構 築 物	42,509	固 定 負 債	252,311
機 械 装 置 及 び 運 搬 費	130,510	長 期 借 入 金	166,691
土 地	36,900	退 職 給 付 に 係 る 負 債	19,530
そ の 他	23,422	そ の 他	66,090
(無 形 固 定 資 産)	238,967	負 債 合 計	965,191
の れ ん	224,576	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	14,390	株 主 資 本	2,342,915
そ の 他	0	資 本 金	220,086
(投 資 そ の 他 の 資 産)	197,201	資 本 剰 余 金	2,999,234
投 資 有 価 証 券	7,564	利 益 剰 余 金	△876,405
関 係 会 社 株 式	60,600	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	815
長 期 貸 付 金	73,585	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	815
そ の 他	231,135	新 株 予 約 権	4,103
貸 倒 引 当 金	△175,684	純 資 産 合 計	2,347,834
資 産 合 計	3,313,026	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,313,026

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結損益計算書

(自 2024年 6 月 1 日)
(至 2025年 5 月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			2,067,589
売上原価			883,569
売上総利益			1,184,019
販売費及び一般管理費			1,171,696
営業利益			12,323
営業外収益			
受取利息	839		
暗号資産評価益	3,857		
保険解約返戻金	33,279		
助成金の収入	6,000		
その他	4,954		48,929
営業外費用			
支払利息	4,430		
デリバティブ評価損	251		
為替差損	12,249		
貸倒引当金繰入額	1,975		
支払手数料	22,799		
公開買付関連費用	32,000		
その他	5,296		79,002
経常損失			△17,749
特別利益			
子会社株式売却益	58,553		
貸倒引当金戻入	6,316		
その他	4,837		69,707
特別損失			
投資有価証券評価損	61,902		
減損損失	2,977		
訴訟関連損失	6,607		
過年度決算訂正関連費用	110,993		
その他	16,548		199,030
税金等調整前当期純損失			△147,072
法人税、住民税及び事業税	4,961		
法人税等調整額	△9,694		△4,732
当期純損失			△142,340
親会社株主に帰属する当期純損失			△142,340

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 6 月 1 日)
(至 2025年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	165,577	2,944,725	△734,064	2,376,238
当期変動額				
新株の発行	54,508	54,508		109,017
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△142,340	△142,340
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	54,508	54,508	△142,340	△33,322
当期末残高	220,086	2,999,234	△876,405	2,342,915

	その他の利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	689	20,448	21,138	7,776	2,405,153
当期変動額					
新株の発行					109,017
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△142,340
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	125	△20,448	△20,322	△3,672	△23,995
当期変動額合計	125	△20,448	△20,322	△3,672	△57,318
当期末残高	815	－	815	4,103	2,347,834

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	987,280	流 動 負 債	116,736
現 金 及 び 預 金	437,298	買 掛 金	439
売 掛 金	175,560	オ ー ク シ ョ ン 未 払 金	2,601
商 品	310,878	未 払 法 人 税 等	18,129
未 収 入 金	51,759	賞 与 引 当 金	3,291
そ の 他	12,170	そ の 他	92,275
貸 倒 引 当 金	△386	固 定 負 債	2,610
固 定 資 産	1,329,327	退 職 給 付 引 当 金	2,235
(有 形 固 定 資 産)	36,302	繰 延 税 金 負 債	375
建 物	34,218	負 債 合 計	119,347
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,083	純 資 産 の 部	
(無 形 固 定 資 産)	511	株 主 資 本	2,192,341
ソ フ ト ウ ェ ア	511	資 本 金	220,086
(投 資 そ の 他 の 資 産)	1,292,513	資 本 剰 余 金	2,999,234
投 資 有 価 証 券	6,694	資 本 準 備 金	1,463,393
関 係 会 社 株 式	784,925	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,535,840
出 資 金	500	利 益 剰 余 金	△1,026,979
敷 金 及 び 保 証 金	92,696	利 益 準 備 金	37,687
長 期 未 収 入 金	73,906	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,064,667
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	782,140	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,064,667
貸 倒 引 当 金	△448,350	評 価 ・ 換 算 差 額 等	815
資 産 合 計	2,316,607	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	815
		新 株 予 約 権	4,103
		純 資 産 合 計	2,197,260
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,316,607

損 益 計 算 書

(自 2024年 6 月 1 日)
(至 2025年 5 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		425,115
売上原価		37,864
売上総利益		387,251
販売費及び一般管理費		363,918
営業利益		23,332
営業外収益		
受取利息	11,905	
保険解約返戻金	4,079	
その他	595	16,580
営業外費用		
為替差損	5,165	
貸倒引当金繰入額	386	
支払手数料	22,799	
公開買付関連費用	32,000	
その他	637	60,989
経常損失		△21,076
特別利益		
貸倒引当金戻入額	84,505	
その他	4,837	89,343
特別損失		
投資有価証券評価損	61,902	
訴訟関連損失	6,607	
過年度決算訂正関連費用	110,993	
その他	15,436	194,940
税引前当期純損失		△126,674
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失		△127,624

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2024年 6 月 1 日)
(至 2025年 5 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	165,577	1,408,884	1,535,840	2,944,725	37,687	△937,042	△899,355	2,210,947
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	54,508	54,508		54,508				109,017
当 期 純 損 失 (△)						△127,624	△127,624	△127,624
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	54,508	54,508	－	54,508	－	△127,624	△127,624	△18,606
当 期 末 残 高	220,086	1,463,393	1,535,840	2,999,234	37,687	△1,064,667	△1,026,979	2,192,341

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	689	689	7,776	2,219,413
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				109,017
当 期 純 損 失 (△)				△127,624
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	125	125	△3,672	△3,546
当 期 変 動 額 合 計	125	125	△3,672	△22,153
当 期 末 残 高	815	815	4,103	2,197,260

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 7 月25日

Shinwa Wise Holdings 株式会社
取締役会 御中

U H Y 東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	片 岡	嘉 徳
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	安 河 内	明
業 務 執 行 社 員			

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

追加情報（不適切な会計処理）に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に、連結子会社において、プライベートセールに関する不適切な会計処理が行われている疑いがあることが判明したため、2024年7月4日に外部専門家で構成される第三者委員会を設置して調査を開始し、2024年9月6日に同委員会より調査報告書を受領した。その結果、連結子会社が行った絵画等のアート作品のプライベートセール（以下、「アート売買取引」という。）の中に、売買契約締結時に売上計上されていたが、引渡時に売上計上されるべきであったものが含まれていたことが判明した。

会社は、アート売買取引の収益の認識時点の確認のために商品の引渡時点が確認できる外部証拠である受領確認書を取引先から入手して、当該証拠の確認が出来ない場合には、入金証拠、引渡時点を特定する出張記録、システムの在庫記録等の資料に基づき、売上の計上時期の訂正を行った。

当監査法人は、前連結会計年度の監査において、会社が入手した受領確認書を閲覧し、商品の引渡時点を確認したが、前連結会計年度のアート売買取引の売上高16,597千円（売上総利益7,377千円）の計上時期について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかった。また、前連結会計年度以前に計上された売上高の計上時期について、裏付けとなる十分な記録及び資料を確認できなかった取引のうち、当連結会計年度に商品の引渡しが行われて売上計上すべき取引が含まれている可能性がある。そのため、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されているアート売買取引の売上高の期間帰属の妥当性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

これらの影響は、当連結会計年度のアート売買取引の売上高に付随する勘定科目に限定され、他の勘定科目には重要な影響を及ぼさないことから、連結計算書類全体に及ぼす影響は限定的であり、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載された事項に関しては、その他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。これ以外のその他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査

証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 7 月25日

Shinwa Wise Holdings 株式会社
取締役会 御中

U H Y 東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員	公 認 会 計 士	片 岡	嘉 徳
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公 認 会 計 士	安 河 内	明
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第 2 項第 1 号の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2024年 6 月 1 日から2025年 5 月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 7 月29日

Shinwa Wise Holdings株式会社 監査役会

常勤監査役(社外)	高 橋 隆 敏	印
社外監査役	木 内 孝 胤	印
社外仮監査役	寛 悦 生	印

- (注) 1. 監査役大谷恭子は2024年10月11日をもって逝去により退任いたしました。これに伴い、法定員数3名を欠くこととなりましたので、会社法の規定に基づき、東京地方裁判所に仮監査役（一時監査役職務代行者）選任申立てを行いました。
2. 2025年1月16日付で、東京地方裁判所から寛悦生氏を仮監査役（一時監査役職務代行者）として選任する旨の決定を受け、同日仮監査役として就任しております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 < 新設 >	(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 < 削除 > (補欠監査役) 第35条 法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条第2項の規定を準用する。 3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 4 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任の4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第35条～第49条 <条文省略>	第36条～第50条 <現行どおり>

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現任取締役5名全員は、任期満了となります。つきましては、社外取締役5名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	再任 たか はし けん じ 高 橋 健 治 (1977年7月6日生)	2000年 4 月 株式会社中田商事入社 2005年 3 月 株式会社エヌシーシープロモ入社 2008年 2 月 株式会社オーガニックファクトリー入社 2009年11月 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント入社 2013年 4 月 リーテイルブランディング株式会社入社 2018年10月 アールビー・エコー株式会社取締役 2020年 2 月 アールビー・トラスト株式会社業務部長 2020年 8 月 当社取締役 2021年12月 アイアート株式会社取締役（現任） 2024年11月 当社代表取締役社長（現任） 2024年12月 ShinwaAuction株式会社代表取締役会長（現任） 2024年12月 Shinwa Prive株式会社代表取締役社長（現任） 2024年12月 Shinwa Digital Arts株式会社代表取締役社長（現任）	96,500株
	(重要な兼職の状況) Shinwa Auction株式会社代表取締役会長 Shinwa Prive株式会社代表取締役、 アイアート株式会社取締役、 Shinwa Digital Arts株式会社代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 高橋健治氏は、当社100%子会社であるアイアート株式会社の売上拡大に貢献し、同社秋元氏の指揮のもと独自の施策を遂行し、当社の主軸であるオークション事業の利益拡大に大きく貢献いたしました。また、当社100%子会社Shinwa Prive株式会社の不適切会計処理等が確定し、その後の対応やガバナンス強化など課題が山積する中、代表取締役に就任し、着実に対策を講じ、事業を牽引しようとする行動力は、この後の当社のために必要な人材であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	再任 あきもとゆきひろ 秋 元 之 浩 (1967年4月13日生)	1990年 4 月 立山アルミニウム工業株式会社入社 2000年 4 月 伊藤忠商事株式会社生活資材部門リーテイル 室入社 同 年 8 月 リーテイルブランディング株式会社設立代表取締 役専務 2004年 6 月 リーテイルブランディング株式会社代表 取締役社長(現任) 2007年11月 株式会社ナルミヤ・インターナショナル 取締役 2014年 4 月 アールビー・パワー株式会社代表取締役 (現任) 2015年 4 月 アールビー・エネルギー株式会社取締役 (現任) 2019年 5 月 アイアート株式会社取締役 2020年 3 月 当社取締役 (現任) 2022年 3 月 Edoverse株式 会社 (現Shinwa Digital Arts株式会社) 取締役 (現任) 2022年 4 月 アイアート株式会社代表取締役社長 (現任) 2022年 4 月 アイ・アート・アセット株式会社 (現アールビー・アート・アセ ット株式会社) 代表取締役社長 (現任)	1,125,207株
	(重要な兼職の状況) リーテイルブランディング株式会社 代表取締役社長 アイ・アート・アセット株式会社 (現アールビー・アート・アセット株式会社) 代表取締役社長 アイアート株式会社 代表取締役社長 Shinwa ARTEX株式会社 取締役/Shinwa Digital Arts株式会社 取締役 (取締役候補者とした理由) 秋元之浩氏は、リーテイルブランディング株式会社を創業し、これまで堅調に事業を拡大させてきました。またアイアート株式会社の代表取締役として、当社主軸オークション事業の一翼を担っております。経営者としての見識も深く、当社の営業体制強化のために大きく貢献し、今後当社が株式市場での信用力を回復し、事業の急成長を目指し、時価総額の拡大を図るために不可欠であると考えます。 また、当社が秋元氏に求める役割は、非常勤であっても遜色なく遂行いただけると考えます。 同氏の実業家としての見識と経験から、当社経営戦略を客観的に分析し、戦略の実効性を高めるため、引き続き取締役候補者とし選任をお願いするものです。		

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 における 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	新任 いわほりきょういち 岩堀恭一 (1950年10月1日生)	1979年 4 月 (株)東急エージェンシー 1989年 9 月 (公社) SURF90協会 プロデューサー 1993年 4 月 公益財団法人クロスランドおやべ 専務理事 2013年 7 月 株式会社スクリーン&ステージ設立 代表取締役 プロデューサー 2013年 7 月 一般社団法人日本アート評価保存協会 評価委員 (現任) 2023年 4 月 一般社団法人横浜港ハーバーリゾート協会 入社 プロデューサー (現任)	
	(重要な兼職の状況) 一般社団法人横浜港ハーバーリゾート協会 プロデューサー 一般社団法人日本アート評価保存協会 評価委員 (取締役候補者とした理由) 岩堀恭一氏は、米国南カリフォルニア大学映画学科を卒業後、国内外においてテレビCM・映像・広告・芸術イベント等の分野で50年以上にわたり豊富な経験を有しており、アートとエンターテインメント業界における広範なネットワークと実績を有しています。また、テレビ東京「開運！なんでも鑑定団」の鑑定士としての出演経験など、芸術文化の発信と社会的価値創出に貢献してきました。これらの経験と知見は、当社が推進するアート市場の拡大、ブランド価値の向上、そして中期経営戦略におけるコンテンツ強化および文化事業との連携に大きく資するものと判断し、新任取締役候補者として選任をお願いするものです。		—

候補者 番 号	氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	新任 ば ば はじめ 馬場 元 (1965年1月2日生)	1987年 4 月 株式会社横浜そごう入社 2004年 8 月 シンワアートオークション株式会社(現 Shinwa Wise Holdings株式会社) 入社 2018年 1 月 エ ー ペ ッ ク 株 式 会 社 (現 Shinwa ARTEX株式会社) へ転籍 2020年 4 月 Shinwa Auction株式会社代表取締役 2020年 4 月 Shinwa ARTEX株式会社取締役 2020年 9 月 Shinwa Auction株式会社取締役 2023年 8 月 Shinwa Auction株式会社取締役副会長 (現任) 2023年 8 月 Shinwa ARTEX株式会社取締役副社長 (現任)	2,000株
	(重要な兼職の状況) Shinwa Auction株式会社取締役副会長 Shinwa ARTEX株式会社取締役副社長 (取締役候補者とした理由) 馬場元氏は、シンワアートオークション(株)が当時日本で唯一上場しているオークション会社だった時代より営業職として顧客のニーズをつかみ、オークション当日はオークショニアとして直に変動する美術品オークション市場において相場を肌で感じて来られました。現在も100%子会社Shinwa Auction株式会社の副会長に就任し、当社主軸事業であるオークション事業に長年深く関わってきた経験を持つ人材として、是非当社の取締役に必要であると考えます。オークションの現場を知る取締役として、今後のグループ企業運営にも活躍いただけたと考え、取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	再任 社外 独立 おさだ ただちよ 長田 忠千代 (1956年10月26日生)	1980年 4 月 株式会社三菱銀行（現三菱UFJ銀行）入社 2014年 5 月 同 代表取締役専務 2015年 6 月 東京急行電鉄株式会社 常勤監査役 2020年 8 月 株式会社バンカーズ・ホールディング 代表取締役会長 2022年 8 月 当社 社外取締役（現任）	—
	(重要な兼職の状況) 公益財団法人日本舞台芸術振興会理事 一般社団法人メタバース推進協議会監事 一般社団法人生成AI活用普及協会理事 一般社団法人デジタルサロン協会監事 株式会社AndDoホールディングス取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長田忠千代氏は、長年三菱UFJ銀行の要職を務め、日本の企業経営のトップとの つながりも深く、仮想空間やIT等の最先端産業の企業経営に対しての深い知見が あるため、適切な指針・ガバナンスを提供できる人材として、社外取締役候補者と して引き続き選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	新任 社外 独立 なが の きょう こ 長野 享子 (1974年9月27日生)	2000年 4 月 弁護士登録 結城法律事務所 入所 2004年 4 月 日本学術振興会 研究員 2004年11月 T M I 総合法律事務所 入所 2011年 1 月 S M B C 日興証券株式会社 次長 2014年 8 月 T M I 総合法律事務所 (2020年以降パートナー弁護士) 2021年 7 月 モルガン・ルイス・アンド・バックアス 法律事務所 オブ・カウンセル 2023年11月 粕グローカル法律事務所 パートナー弁 護士 2024年12月 ひかり総合法律事務所 パートナー弁護 士 (現任)	—
	(重要な兼職の状況) ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士 武士道アセットマネジメント株式会社 社外監査役 株式会社ファミリーオフィスデザイン 非常勤取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長野享子氏は、弁護士として金融規制や投資ファンド等の企業法務を中心に豊富な実務経験と高い専門性を有しております。当社のコーポレートガバナンス体制等の強化に貢献いただくことを期待しており、取締役会の意思決定及び監査・監督機能の強化を図れるものと判断し、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 ※長野享子氏の戸籍上の氏名は加倉井享子である。		

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	新任 社外 独立 まつなが たかゆき 松永 貴之 (1981年4月6日生)	2007年12月 弁護士登録 真法律会計事務所 入所 2009年 4 月 南青山M's 法律会計事務所 設立 2013年 9 月 マイル法律事務所 代表弁護士（現任） 2021年 1 月 株式会社前田 社外取締役（現任） 2022年 6 月 株式会社日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年 4 月 株式会社TRIAD 監査役（現任）	—
	(重要な兼職の状況) マイル法律事務所 代表弁護士 株式会社前田 社外取締役 株式会社日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役（監査等委員） 株式会社TRIAD 監査役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 松永貴之氏は、弁護士として、企業法務、M&A、訴訟、紛争対応、コンプライアンス、リスクマネジメント分野において豊富な実務経験を有しています。また、上場会社の社外取締役として、コンプライアンスおよびガバナンス体制の整備、維持に関与し、上場会社におけるガバナンス強化に関しても知見と経験を備えております。松永氏の経験と専門性は当社の最重要課題であるガバナンス体制の強化に大きく貢献するものと判断し、新任取締役候補者として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
8	新任 社外 ながさか ま ご 長坂 真護 (1984年 8 月10日生)	2009年 3 月 作家として始動 2017年 1 月 MAGO CREATION株式会社 設立 代表取締役(現任) 2018年11月 アグボグロシー地区で直営の私立学校 設立 2019年 9 月 アグボグロシー地区に電子廃棄物美術館 「MAGO E-waste museum」 開館 2019年11月 MAGOGALLERYYOSAKA/ MAGO GALLERY SHIGA オープン (以降香港、Paris、NY等ギャラリーをオープン) 2022年 8 月 MAGO MOTORS Ltd (現任) 2022年 9 月 MAGO MOTORS JAPAN株式会社 代表取締役 (現任)	—
	(重要な兼職の状況) MAGO CREATION株式会社 代表取締役 MAGO MOTORS JAPAN株式会社 代表取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長坂真護氏は、アーティストとしての創造力にとどまらず、社会課題にアート で向き合う社会起業家として国際的に活躍しております。特に、アフリカ・ガー ナにおいて、「サステナブル・キャピタリズム」という独自の理念のもと、電子 廃棄物問題への現地支援やリサイクル工場の設立、教育機関の運営など、継続的 かつ実践的な社会貢献活動を展開しています。この芸術的表現を通じた社会課題 の発信力は、当社のサステナビリティ推進に大きく資するものであり、また今後 の事業領域の拡大、新たな顧客層の開拓、企業価値向上にも寄与するものと判断 し、新任社外取締役候補者として選任をお願いするものです。		

招 集 し 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
9	新任 社外 シャ 氷 謝 冰 (XIE BING) (1963年8月27日生)	1991年 5 月 テレビ番組制作会社に勤務 テレビ朝日/NHKBS/TBS他各局と番組制作 2005年10月 香港フェニックス衛星テレビにて『世界のオークション』プロデューサー兼司会者として約12年間務める 2018年 1 月 独立。これ以降はアートマーケットに軸足を置き、主に鑑定、学術研究、講演会など幅広く活動中。出版物多数	—
	(重要な兼職の状況) アートマーケットコンサルタント (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 謝氷氏は、長年にわたりアートマーケット評論家および国際的ジャーナリストとして活躍し、アジアおよび欧米の主要オークション市場やアートコレクターと広範なネットワークを築いてこられました。テレビ・出版・講演等を通じてアート市場の発展に貢献するとともに、豊富な実務経験と深い専門知見を有しています。特に、中国・香港を中心とした中華圏の美術市場や古美術の鑑定・取引に精通しており、当社が推進するアジア市場への展開および国際的な価値創造戦略において、謝氏の見識と人脈は当社の事業拡大に大きく寄与するものと判断し、新任取締役候補者として選任をお願いするものです。		

(注) 1.当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は当該規定に基づき、長田氏との間で責任限定契約を締結しております。本議案にて長田氏の再任、新たに長野氏、松永氏、長坂氏、謝氏の4氏の新任をご承認いただいた場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法が定める最低責任限度額とする責任限定契約を継続する予定であります。

2.当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役が対象であります。各候補者が選任され就任した場合は被保険者となります。保険契約の内容の概要：対象となる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料は全額当社が負担します。

3.取締役候補者長田忠千代氏、長野享子氏、松永貴之氏、長坂真護氏、謝氷氏は社外取締役であります。

4.長田忠千代氏、長野享子氏、松永貴之氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性に係る基準」を満たしていると判断しており、選任が承認された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

5.長田忠千代氏は当社社外取締役に就任してから、本総会終結時で3年となります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役2名の選任をお願いするものであります。1名は仮監査役として本年1月より就任しており任期満了となるため、新たに社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。また監査役の増員を行い、新たに1名を監査役候補として選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	新任 社外 独立 かけひえつお 寛悦生 (1965年9月1日生)	1991年 8 月 大原簿記学校公認会計士課専任講師 1992年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有 限責任監査法人）入所 1995年 3 月 公認会計士登録 1998年 7 月 税理士登録 2004年 3 月 東京国際監査法人（現RSM清和監査法 人）設立 2025年 1 月 当社 仮監査役就任（現任）	—
	（重要な兼職の状況） 公認会計士、税理士 RSM清和監査法人 シニアパートナー （社外監査役候補とした理由） 寛悦生氏については、仮監査役（一時監査役職務代行者）として本年1月に就任し ておりますが、その任期は本総会終結の時となっております。引き続き寛悦生氏 の、企業会計等に関する豊富な専門的知見を当社における監査に活かしていただき たいと判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	新任 なか せ こ はじめ 中世古 元 (1968年12月25日生)	1992年 4 月 岡藤商事株式会社 入社 2005年 4 月 岡藤ビジネスサービス株式会社 2017年 8 月 岡藤ホールディングス株式会社（現日産証券グループ株式会社） 内部監査室長 2021年10月 日産証券株式会社検査部次長 兼 総務人事部付岡藤日産証券ホールディングス株式会社（現日産証券グループ株式会社） 内部監査室長 2023年 9 月 日産証券株式会社総務部付日産証券グループ株式会社 内部監査室長（現任）	—
	(重要な兼職の状況) 日産証券グループ株式会社 (監査役候補とした理由) 中世古元氏は、長年にわたり証券会社グループにおいて、財務、経理、開示、ファイナンス等の管理部門業務に加え、グループ各社の内部監査、内部統制（J-SOX）業務、監査等委員会事務局業務等に従事し、豊富な実務経験と専門的知見を有しております。これらの知識・経験を基に、監査役として当社の監査体制の強化とガバナンス向上に大きく寄与いただけると判断し、新任監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 監査役候補者寛氏、中世古氏両名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の仮監査役である寛悦生氏の当社における地位および重要な兼職の状況は、上記のほか、事業報告中の「Ⅱ会社の状況に関する事項 3.会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 監査役候補者寛悦生氏は、社外監査役候補者であります。
4. 監査役候補者寛悦生氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件、および当社が定める「社外役員の独立性に係る基準」を満たしていると判断しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社定款においては会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結できる旨を定めております。当社は当該規定に基づき仮監査役として就任いただいた寛氏との間で責任限定契約を締結しております。本議案にて、社外監査役として寛氏の新任をご承認いただいた場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法が定める最低責任限度額とする責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役が対象であります。各候補者が選任され就任した場合は被保険者となります。

保険契約の内容の概要：対象となる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料は全額当社が負担します。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
社外 なりきよ こうすけ 成清 紘介 (1982年6月24日生)	2012年 4 月 PwCあらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 2016年 4 月 野村證券株式会社 入社 公認会計士登録 2023年11月 株式会社KIC 入社 税理士登録 2024年 9 月 株式会社KIC 取締役 就任(現任) 2025年 4 月 株式会社イケウチ 社外監査役 就任(現任) 2025年 6 月 株式会社駅探 社外取締役 就任（現任）	—
(重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士 (社外監査役候補とした理由) 成清紘介氏は、公認会計士として企業会計等に関する豊富な専門的知見を有しており、また当社における監査に活かしていただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。		

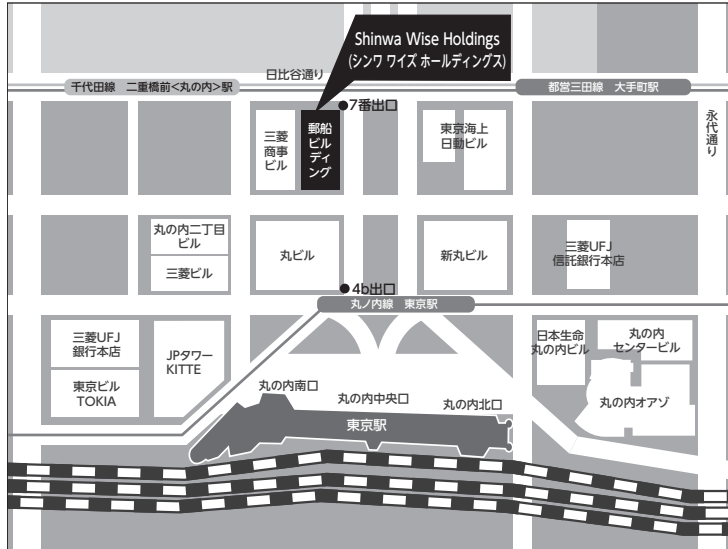
(注)

1. 成清紘介氏は補欠の社外監査役候補者であり、当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
3. 成清紘介氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立社外役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく十分な独立性を有しており、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
4. 成清紘介氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、成清紘介氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告22ページをご参照下さい。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール
電話 03 (5224) 8610



交通 J R「東京駅」丸の内南口より徒歩3分
地下鉄丸ノ内線「東京駅」4b出口より徒歩2分
地下鉄千代田線「二重橋前（丸の内）駅」7番出口正面
地下鉄三田線「大手町駅」7番出口正面

なお、本会場には、駐車場のご用意がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。